

一般社団法人大阪府作業療法士会
定款施行規則

平成24年 3月18日

平成27年 6月16日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この施行規則は、一般社団法人大阪府作業療法士会定款（以下「定款」という。）を受け、一般社団法人大阪府作業療法士会（以下「本会」という。）事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(会章)

第2条 本会会章を別図第1のとおり定める。

第2章 会 員

(入会)

第3条 定款第5条に規定する正会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 定款第5条に規定する賛助会員になろうとする入会申込書の書式は別に定める。

(会員の入会金及び会費)

第4条 定款第7条に定める正会員の入会金は1,000円とする。

2 定款第7条に定める正会員の会費は年額10,000円とする。

3 定款第7条に定める賛助会員の会費は別に定める。

4 会費の納入は、原則として当該年度の6月末までとする。

5 年度途中の異動により、他都道府県士会から本会の正会員になろうとする場合、それまで入会していた他都道府県の作業療法士会でその年度の会費を納入済みであるならば、改めて会費を納入することはない。

6 本会を退会、または他都道府県士会に転出する場合、当該年度までの会費の未納分があればそれを納入しなければならない。

7 入会金及び会費は、総会の決議によって変更することができる。

(会員証)

第5条 会長は、入会を承認した正会員に対し、別図第2のシンボルマークシールを交付する。

(大阪府内の異動及び変更)

第6条 会員は、氏名、勤務先、住所等に変更があったときには、遅滞なく会長に届け出なければならない。

2 異動届の書式は、別記第2号様式のとおりとする。

(他都道府県士会からの転入)

第7条 他都道府県の作業療法士会に入会していた者が、勤務先、住所等の変更により、本会の正会員になろうとする場合の転入届の書式は別記第2号様式のとおりとする。

(他都道府県への転出)

第8条 本会に入会していた者が、勤務先、住所等の変更により、本会の正会員から他都道府県士会に転出する場

合の転出届の書式は別記第2号様式のとおりとする。

(退会)

第9条 定款第8条に規定する退会届の書式は、別記第2号様式のとおりとする。

(会員名簿)

第10条 本会は、会員名簿を作成し、会員の異動のある毎にこれを訂正する。

第3章 選 挙

(選挙管理委員会の設置)

第11条 定款第20条に基づく役員を選出に係る選挙を行うため、選挙管理委員会をおく。

(選挙管理委員会の構成)

第12条 選挙管理委員会は、理事以外より構成する。

2 委員長及び委員の委嘱と任期は、定款施行規則第30条に従うものとする。

(役員の選出方法)

第13条 役員は、総会の決議によって正会員の中から選出する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員選挙の方法)

第14条 役員選挙は、総会に出席した正会員による直接無記名投票で行う。

(投票の様式)

第15条 役員の定数と投票の様式は次のとおりとする。

- (1) 理事 定数：13以上～20名以内（10名記号式投票）
- (2) 監事 定数：2名以内（2名記号式投票）

(投票用紙の様式)

第16条 投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

(選挙公示と立候補の締切)

第17条 選挙管理委員会は、投票日の8週間以前に、選挙期日、選挙すべき役員の定数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受け付けなければならない。ただし、立候補の締切日は投票日の6週間前とする。

2 郵送による立候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の届出)

第18条 理事及び監事の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員長に届出なければならない。この場合の文書は、別記第3号様式及び第4号様式（役員選挙立候補届出用紙）とする。

(届出受理証の発行)

第19条 選挙管理委員会は、第18条による届出に対し届出受理証を発行する。この場合の文書は、別記第5号様式とする。

(立候補者の宣伝活動)

第20条 立候補者の宣伝活動は次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員会は、立候補者の氏名、所属施設名を掲載した選挙公報を1回発行しなければならない。
- (2) 立候補者が選挙公報に意見等の掲載を希望する時は、その掲載文を文書で選挙管理委員会に送付する。掲載する内容や字数、送付の方法については、選挙管理委員会が公示で明記する。
- (3) 立候補者は、演説を行うことができる。この場合の演説時間は、8分以内とする。

(理事会による推薦)

第21条 理事及び監事の候補において、立候補者数が第15条に規定した最多の定数未満の場合は、最多の定数を超えない範囲で候補者を理事会から推薦できる。

2 この場合に、選挙管理委員会へ提出する文書は、別記第6号様式の1とし、本人の承諾の文書として、別記第6号様式の2を添える。

(有効投票)

第22条 有効投票数は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。

(無効投票)

第23条 次の投票は無効とする。

- (1) 規定の記号以外のものを記載したもの。
- (2) 定められた欄以外の場所に記載したもの。
- (3) 第15条に規定する数を超える記載をしたもの。

(役員候補者の確定)

第24条 得票数の多いものより順次当選を決める。

2 当選人を決めるにあたり得票数が同じであるときは、選挙会場においてくじで決める。

(無投票当選)

第25条 立候補者数が第15条に規定した定数以内である場合は、無投票当選とする。

(立候補に伴う選挙管理委員の退任と補充)

第26条 選挙管理委員が立候補した時は、委員の資格を失う。この場合は、欠員を補充しなければならない。

(開票立会人)

第27条 投票の開始及び開票に際し立会人が同席する。立会人は、選挙管理委員長が指名する。

第4章 会 務 運 営

(事務局及び部の設置)

第28条 会務処理のため事務局及び部を置く。

- 2 部長は、理事会の承認を得て会長が任命し、部員は部長の推薦を得て会長が任命する。
- 3 部長は、理事会に出席し意見を述べることができる。
- 4 部長、部員の任期は、定款第24条の役員の任期に準ずる。

(会務の分掌)

第29条 事務局及び部は、次の通りとする。

事務局（庶務部、財務部、情報部） 教育部 事業部 学術部 福利厚生部 広報部 保険部

（分掌事項）

第30条 事務局及び部の分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

事務局庶務部

- (1) 会員の入退会、転出、変更に関する事
- (2) 役員、部員、委員名簿に関する事
- (3) 内外の公文書に関する事
- (4) 会議運営に関する事
- (5) 事務所の管理に関する事
- (6) 渉外関連の書類の保管に関する事
- (7) 議案書、会議資料、議事録に関する事
- (8) 事務局員の業務の管理に関する事
- (9) 本会の刊行物の保管に関する事
- (10) その他庶務に関する事

事務局財務部

- (1) 会費その他の収入活動に関する事
- (2) 予算編成に関する事
- (3) 支出、決算に関する事
- (4) その他財務に関する事

事務局情報部

- (1) 会員情報の調査・管理に関する事
- (2) その他情報に関する事

教育部

- (1) 現職者研修会に関する事
- (2) その他生涯教育制度に関する事
- (3) その他教育に関する事

学術部

- (1) 研究会活動に関する事
- (2) 機関誌編集に関する事
- (3) その他学術に関する事

事業部

- (1) 公益活動の企画・運営に関する事
- (2) 会員を対象とした事業の企画・運営に関する事
- (3) 作業療法の啓発活動に関する事
- (4) その他事業に関する事

福利厚生部

- (1) 会員の地位及び待遇の向上に関する事
- (2) その他会員の福利厚生に関する事

広報部

- (1) 作業療法及び本会の宣伝活動に関する事
- (2) 府士会ニュース編集に関する事
- (3) 府士会ホームページ編集に関する事

(4) その他広報に関すること

保険部

- (1) 作業療法の診療報酬と施設基準に関すること
- (2) 作業療法の介護報酬と施設基準に関すること
- (3) その他保険に関すること

(委員会の設置)

第31条 本会の会務運営にあたり、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は常設委員会、特設委員会の2種とする。
- 3 常設および特設委員会の委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、委員は委員長の推薦にもとづき会長が委嘱する。
- 4 委員長及び委員の任期は、定款第24条の役員の任期に準ずる。ただし、理事会において別に定めた場合はこの限りではない。

(常設委員会)

第32条 常設委員会は、本会業務の基本事項について審議又は審議と執行を担当する。

- 2 常設委員会の委員長は、審議の結果を理事会に報告する。
- 3 常設委員会の委員長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(特設委員会)

第33条 特設委員会は、理事会の委託を受けて、特定事項の審議又は審議と執行を担当する。

- 2 理事会は、特設委員会設置にあたり、任務の内容と期限を明示しなければならない。
- 3 特設委員会の委員長は、審議の結果を理事会に報告する。
- 4 特設委員会の委員長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(部署の設置)

第34条 会務運営に必要な部署の設置は、理事会で決定することができる。

第5章 会 議

(理事会)

第35条 理事会は、理事をもって構成し、本会運営上の重要事項を審議する。

- 2 理事会には必要に応じて、部長、委員長が出席し意見を述べることができる。

(三役会)

第36条 理事会の中に三役会をおく。三役会は、会長・副会長・事務局長をもって構成し、理事会開催の間における至急の決定事項の審議、理事会での審議事項についての素案作成等を行う。

- 2 三役会には必要に応じ部長、委員長が出席して意見を述べることができる。
- 3 三役会の開催、招集、議長、定足数及び議事録に関する事項は理事会に準ずる。

(専決事項の処理)

第37条 事項が急施緊急を要し、理事会・三役会を開催して、その議決を経る時間的余裕がない場合、理事会・三役会の議決に代わって、会長が専決処理をすることができる。

- 2 専決事項は、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。
- 3 第2項の承認の是非を問わず、すでに実施された事項は覆すことはできない。

第6章 学 会

(学会長選任の時期)

第38条 学会長の選任は、原則として担当する年度の1年以前に行う。

(学会長)

第39条 学会長は、正会員の中から学会運営に必要な役員を選任し、その業務を総括する。

2 学会長は、必要に応じて理事会に出席し意見を述べるができる。

(演題応募の資格)

第40条 正会員は、演題発表の応募資格をもつ。ただし演題募集締切時点において当該年度の一般社団法人大阪府作業療法士会会費を納めていない会員は応募の資格をもたない。

2 作業療法士でない非会員及び他都道府県作業療法士会会員は、共同発表者として学会長の承認を得て演題を応募することができる。

(演題の採否決定)

第41条 学会長は、応募演題についての採否決定の権限をもつ。

(予算及び決算)

第42条 学会の収支予算及び決算は、特別会計として定款第33条及び34条の手続きにより執行する。

第7章 施行規則の変更

(規則の変更)

第43条 この施行規則は、理事会の議決によって変更することができる。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規程は、平成27年6月16日から一部改正により施行する。

別図第1図 会章

別図第2図 シンボルマーク

別記第1号様式 正会員入会申込書

別記第2号様式 異動・転入・転出・退会届

別記第3号様式 役員選挙立候補届出用紙(理事)

別記第4号様式 役員選挙立候補届出用紙(監事)

別記第5号様式 役員選挙立候補届出受理証

別記第6号の1様式 役員候補者理事会推薦届

別記第6号の2様式 役員候補者理事会推薦承諾書

別図第1図（第2条第1項関係） 会章



別図第2図（第5条第2項関係） シンボルマークシール



年度

入会申込書

一般社団法人

大阪府作業療法士会 会長 殿

私は、一般社団法人大阪府作業療法士会に正会員として入会したく、入会金 1,000 円、初年度会費 10,000 円、合計 11,000 円を払込のうえ申し込み致します。

20 年 月 日

ふりがな

氏名

印 男 ・ 女

生年月日（西暦） 年 月 日生 （ ）才

勤務先施設名 (所属部署名)			
勤務先所在地	〒		
	TEL	FAX	
自宅住所	〒		
	TEL	FAX	
勤務形態	常勤・非常勤・自宅	資格取得年	(西暦)
免許番号	号	協会番号	号
過去の本会会員歴	無 ・ 有 (年 月まで) ※会員時の旧姓 : 無 ・ 有 (旧姓 :)		

郵便振替払込受付証明書

(コピー可)

添付欄

個人情報の取扱いについて

上記の個人情報は、当士会からの各種連絡・情報提供以外の目的に使用することはありません。なお、個人名および所属の個人情報につきましては、本会のニュースに「会員動向」という形で掲載させていただくことをご了承下さい。個人名および所属の個人情報をニュースに掲載することに不都合のある場合は、本会事務局までご連絡下さい。

異動・転入・転出・退会届

ふりがな

氏名： _____

提出日：20 年 月 日

協会員番号： _____ 免許番号： _____

変更日：20 年 月 日

協会会費： 今年度納入済・今年度未納入

士会会費： 今年度納入済（府士会・他府県士会） 自動引き落とし手続き（済・未）

※退会者・府外からの転入・府外への転出者は、今年度までの会費を納入後に手続きをして、今年度の会費納入の証明を下段右側の枠内に添付して下さい。（添付枠が小さい場合は証明のみ別途送付下さい）

異動前： 自宅会員・施設会員（所属施設名： _____)

変更事項：

変更項目 <small>（該当項目に○をつけて下さい）</small>	変更内容		
府内異動 ・ 府外から転入 ・ 府外へ転出 ・ 退会	士会から	士会へ	
	新勤務先名： *自宅会員は「自宅会員」と明記する		
	新勤務先所在地：〒 _____		
	新勤務先所属部署： _____		
	電話： _____	今年度会費払込証明添付欄 <郵便局封入証明書、前所属士会の証明等(コピー可)> ※府内異動以外の方は必ず証明を添付して下さい ※本枠が小さい場合は証明のみ別途送付下さい	
	FAX： _____		
所属施設名変更 ・ 所属所在地変更 ・ 所属施設その他変更	新名称名： 新所在地：〒 _____		
	新所属部署： _____		
	電話： _____		
	FAX： _____		
自宅住所 *自宅会員は必須	住所：〒 _____		
	電話： _____		
	FAX： _____		
氏名変更	旧姓： 改姓： _____		

事務局確認： 20 年 月 日 印

※ 変更が生じた場合は必ず速やかに士会事務局へFAXして下さい。

個人情報の取扱いについて

上記の個人情報は、当士会からの各種連絡・情報提供以外の目的に使用することはありません。なお、個人名および所属の個人情報につきましては、本会のニュースに「会員動向」という形で掲載させていただくことをご了承下さい。個人名および所属の個人情報をニュースに掲載することに不都合のある場合は、本会事務局までご連絡下さい。

理事 選挙候補届

フリガナ 氏名	男・女
生年月日	西暦 年 月 日 (歳)
勤務先名	
勤務先住所	〒
勤務先電話 FAX	電 話 : FAX :

上記のとおり立候補の届出をします。

[立候補の理由および抱負]

20 年 月 日

氏 名

印

一般社団法人 大阪府作業療法士会選挙管理委員会
委員長 宛

監事 選挙候補届

フリガナ 氏名	男・女
生年月日	西暦 年 月 日 (歳)
勤務先名	
勤務先住所	〒
勤務先電話 FAX	電 話 : FAX :

上記のとおり立候補の届出をします。

[立候補の理由および抱負]

20 年 月 日

氏 名

印

一般社団法人 大阪府作業療法士会選挙管理委員会
委員長 宛

届出受理証

受理したもの (いずれかの候補名1つに○印をつける)

- 1 理事候補
- 2 監事候補

フリガナ 氏名		性別	男・女
所属施設名			

上のおり候補者として受理しました。

20 年 月 日

様

一般社団法人 大阪府作業療法士会選挙管理委員会

委員長

Ⓜ

役員候補者理事会推薦届

候補者として推薦するもの (いずれかの候補名1つに○印をつける)

1 理事候補

2 監事候補

フリガナ 氏 名		男・女
生年月日	西曆	年 月 日 (歳)
勤務先名		
勤務先住所	〒	
勤務先電話 FAX	電 話 :	
	FAX:	

上のおり候補者として推薦します。

20 年 月 日

一般社団法人 大阪府作業療法士会

会長 (自筆)

⑩

一般社団法人 大阪府作業療法士会選挙管理委員会

委員長

殿

役員候補者推薦承諾書

候補者となるもの (いずれかの候補名1つに○印をつける)

- 1 理事候補
- 2 監事候補

フリガナ 氏名	男・女
生年月日	西暦 年 月 日 (歳)
勤務先名	
勤務先住所	〒
勤務先電話 FAX	電 話 : F A X :

上のおり候補者となることを承諾します。

20 年 月 日

氏名 (自筆)

ⓐ

一般社団法人 大阪府作業療法士会選挙管理委員会

委員長

殿